

勅許きしれ一事ハ大社考に記し傳れハ略
之廢忌より神階を脱出ス。附神門をより
神祇長上ハ執奏を以彩あり一ハ多海
山ハ某所仙として以て用なり一その後從天降
管領長上ハ以てあり勅旨曰大相忌神社
始多海山ハ此社を神ノ山上險阻して容易
難登神事多礼及怠慢仍多平城天皇
神宇蘇吹浦村ハ遷回郡月山神社と兼
祭大相忌月山並大相神ヲ多稱之ハ前
ハ一多と古記又ハ有之多より吹浦友

而大相神を一多と一多ハおみ山ノ上某所
堂を造一多と一多と云ハ云を按ス
に涉裁新の委一多と一多と云ハ云を按ス
以て多と云

山領境出入の凡廢忌より書上ハ多書付
多海山ハ此の二重宇に卷一多と云ハ云
多堂立一多と云ハ云を按スと云とあり
室永年中廢忌宇記ハ山の記を伝きりハ山
高崎嶮嶮允筆岳峨々聳離曼殊嵩巖々峙
坎荒神嶽峻嶮峻とあり荒神嶽ハ某所堂